

別表15 下水汚泥利用肥料

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	下水汚泥を原料とした肥料を対象とする。
② 品質・性能	肥料取締法の普通肥料の登録を受けていること。
③ 再生資源の含有率	原料として下水汚泥を100%使用していること。
④ 環境に対する安全性	原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
⑤ 品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表15-1に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表15-1 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階でエネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。
-----------------	--